

**令和3年度12月
専決補正予算について
(第20号補正)**

**令和3年12月
企画財政部財政課**



令和3年12月21日

市政記者 様

令和3年12月専決補正予算(第20号)の概要

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に伴う住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費及び子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）給付事業費その他について予算を補正する必要が生じましたが、特に緊急を要したため、12月21日に専決処分しました。

【補正予算額】一般会計 106億9,562万4千円

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費（給付金、事務費）
79億2,792万4千円
- ・子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）給付事業費（給付金、事務費）
27億6,770万円

令和3年度 一般会計補正予算（第20号）の主な内容

I 一般会計予算 10,695,624 千円

事業名	補正額 (千円)	内容	担当課									
3 款 民生費 10,695,624												
1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費	7,927,924		臨時特別給付金室									
(1) 給付金	7,580,300	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活・暮らしにお困りの方々への支援として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の給付金を給付するもの。</p> <p>【給付対象者】</p> <p>① 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)</p> <p>【給付対象世帯数】 75,803世帯</p> <p>【給付開始時期】 令和4年2月下旬(予定)</p> <p>【給付額】 1世帯あたり10万円</p> <p>【財源】 国10/10</p>										
(2) 事務費	347,624	<p>臨時特別給付金給付事業費に係る事務費を計上するもの。</p> <p>【財源】 国10/10</p>										
2 子育て世帯への臨時特別給付(追加給付金)給付事業費	2,767,700		子育て支援課									
(1) 給付金	2,763,000	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、0歳から18歳までの子どもがいる世帯に対し、1人当たり10万円相当の給付を行う子育て世帯への臨時特別給付金給付事業のうち、既に予算計上している現金での先行給付金5万円を除く残りの5万円の給付を行うもの。</p> <p>【対象児童】 平成15年4月2日～令和4年3月31日までに出生したもの</p> <p>【対象児童数】 55,260人</p> <p>【支給対象者】 対象児童を養育し、児童手当(本則給付)の所得条件を満たすもの。(所得制限限度額未満) ※所得制限限度額(扶養人数で限度額が設定される) 〔モデルケース〕 扶養親族等が3人(児童2人と年収103万以下の配偶者等)の場合、児童を養育している者の収入額の目安は、年収が960万円未満となる。</p> <p>【支給時期等】 左表のとおり</p> <p>【支給方法】 現金10万円を一括</p> <p>【財源】 国10/10</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>申請</th> <th>支給予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・児童手当受給者【公務員以外+施設等設置者】(新生児養育者含む)</td> <td>不要</td> <td>令和3年12月24日 新生児については 令和4年1月下旬以降</td> </tr> <tr> <td>・児童手当受給者【公務員】(新生児養育者含む) ・高校生等養育者(児童手当受給者を除く) ・高校生等に係る施設等設置者</td> <td>要</td> <td>令和4年1月下旬以降</td> </tr> </tbody> </table>		支給対象者	申請	支給予定時期	・児童手当受給者【公務員以外+施設等設置者】(新生児養育者含む)	不要	令和3年12月24日 新生児については 令和4年1月下旬以降	・児童手当受給者【公務員】(新生児養育者含む) ・高校生等養育者(児童手当受給者を除く) ・高校生等に係る施設等設置者	要	令和4年1月下旬以降		
支給対象者	申請	支給予定時期										
・児童手当受給者【公務員以外+施設等設置者】(新生児養育者含む)	不要	令和3年12月24日 新生児については 令和4年1月下旬以降										
・児童手当受給者【公務員】(新生児養育者含む) ・高校生等養育者(児童手当受給者を除く) ・高校生等に係る施設等設置者	要	令和4年1月下旬以降										
(2) 事務費	4,700	<p>子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費に係る事務費を計上するもの。</p> <p>【財源】 国10/10</p>										

※ 繰越明許費は、「臨時特別給付金給付事業費」及び「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費」の2件を計上。